

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税法

★ 繰越控除と繰戻還付

- Q. 当社は今期赤字決算になります。赤字の場合、中小企業は繰越控除と繰戻還付の適用が受けられるとか。どのように違うのですか？
- A. 法人税では、欠損となった場合に「繰越控除」と「繰戻還付」という制度を設けています。それぞれには次のような特徴がありますので、会社にあった制度を選択適用してください。

①繰越控除

青色申告書を提出した事業年度の欠損金は10年間(年度によって異なります)繰り越すことができ、その間に利益が出た場合には、この欠損金と相殺することができるという制度です。ただし、この間に利益が出なかった場合はこの欠損金は切り捨てになります。

②繰戻還付

中小企業者等に適用がある制度で、青色申告書を提出した事業年度の欠損金額を事業年度開始前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を受けることができるというものです。したがって、前期は黒字でなければなりません。

※繰越控除と繰戻還付のダブル適用は認められませんので、どちらか有利な方を選択して適用することとなります。

★ 稼働中止にした減価償却資産

- Q. コロナウィルスの関係で受注が激減した製品の生産をストップしました。この製品を生産していた機械は、減価償却することができますか？
- A. 維持補修が行われ、いつでも稼働できる状態であれば減価償却することができます。減価償却費は、事業の用の供している資産にかかるものでないと計上することはできません。
- したがって、事業の用に供しなくなった資産については、原則として、減価償却費を損金に算入することはできないのですが、稼働休止状態にある減価償却資産であっても、その休止期間中に必要な点検や補修を行い、いつでも稼働できる状態にあるものについては減価償却資産に該当し、減価償却費の計上が認められることとなっています。

したがって、御社の機械がメンテナンス、補修されており、生産が開始されたときにいつでも稼働できるような状態に保たれているのであれば、通常どおり、減価償却費を計上することが認められます。

なお、会社の資産が1年以上にわたり遊休状態にあるときは、その資産の処分可能価額まで損金経理により帳簿価額を減額すれば、損金に算入できることとなっています。

★ 債務超過でない者に対して債権放棄する場合

Q. 債務超過でない者に対する債権を放棄するとどのような取扱いになりますか？

A. 会社が、債務超過でない者に対して債権放棄をした場合は、原則として、寄附金課税の対象となりますが、その会社の営業状態や債権放棄等に至った事情等からみて経済合理性を有すると認められる場合、たとえば次のような場合は、寄附金とならず、損金算入することが認められます。

① 営業を行うために必要な登録、認可、許可等の条件として法令等において一定の財産的基礎を満たすこととされている業種は、赤字決算等のままでは登録等が取り消され、営業の継続が不可能となり倒産に至ることとなるので、これを回避するために行う財務体質の改善を目的とする債権放棄

② 営業譲渡等による子会社等の整理等に際して、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められている場合における債権放棄

もちろん、財務諸表上は債務超過でないが資産に多額の含み損があり実質的な債務超過によって経営危機に陥っている子会社等に対して、合理的な再建計画に基づいてやむを得ず債権放棄等を行ったといったような場合は、経済合理性を有することはいうまでもなく寄附金課税の対象とはなりません。

★ 分割で支給する役員退職金

Q. 役員が退職しますが、資金繰りの都合で、今期と来期に分割して退職金を支給することになりました。この退職金の取扱いは、どのようになりますか？

A. 法人税では、退職した役員の退職金の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によってその額が具体的に確定した日の事業年度に計上することとなっていますが、実際に退職金を支払った日の事業年度において、その支払った額について損金経理をした場合には、これが認められることとなっています。

したがって、①株主総会の決議等があった事業年度又は②実際に退職金を支給した事業年度に計上することができるのですが、実際に退職金を支給した事業年度の損金にする場合には、損金経理(費用又は損失として経理すること)をしなければなりませんので、この点に注意が必要です。

なお、退職金を分割して支給する場合の源泉徴収税額は、まず支給総額に対する税額を求めて、その後その税額を実際に支給する退職金の額に按分して計算することになります。

★ 消費税の損金算入時期

Q. 当社は消費税を税込経理していますが、消費税は、いつの損金になるのですか？

A. 原則は消費税の申告書を提出した事業年度の損金になりますが、決算時に未払計上することでその期の損金とすることも認められています。

法人税では、申告納税方式により法人が納付すべき国税及び地方税の損金算入時期は、原則として、納税申告書が提出された日の事業年度とし、更正又は決定に係る税額についてはその更正又は決定のあった日の属する事業年度とされています。

しかし、消費税では、税込み経理をしている法人については、申告書を提出した日の事業年度の損金にするとしつつも、申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度の損金の額に算入することも認めるとしています(税抜き経理をしている場合は、借受消費税と仮払消費税の差額が原則未払消費税となってその事業年度に精算されることとなります)。

したがって、税込み経理をされているということですので、その期の損金にすることもできますし、納付した事業年度の損金とすることもできます。

所得税法

★ 青色申告特別控除の引き下げ

Q. 令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の取扱いが変わるようですが、どのようになるのですか？

A. 青色申告特別控除の取扱いは、平成30年度の税制改正で次のように改正され、令和2年分の確定申告から適用されることとなっています。

①以下の要件を満たす者に係る青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円に引き下げられます。

イ. 正規の簿記の原則で記帳していること

ロ. 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付していること

ハ. 期限内申告をしていること

②①の要件を満たす者がe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行う場合は、65万円の青色申告特別控除の控除額が適用されます。

電子帳簿保存とは、一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度で、この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。ただし、令和2年分に限っては、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。